

畜産資金の借い方

農業構造の改善のため、自立農業経営を育成しようとする場合、その1つの方法として、多頭羽飼養による専門的な畜産経営を造るといことが考えられます。

しかし家畜を飼う場合にはかなりの資金を必要とします。それはどんなところに資金が必要かといいますと、家畜の導入、飼料自給の基盤、近代的な飼養管理施設の設置、および日常の飼養管理などに要する多額の資本を必要とし、しかもかなり1度に必要とします。

現在のところ農業は資金や設備がかなり貧弱な現状にありますので、これらに必要な資金は、貸付期間の長い、金利の低い農業近代化資金や農業改良資金、あるいは農林漁業金融公庫資金などで借ることができます。

これらの資金について畜産関係を中心に述べてみましょう。

〔農業近代化資金〕

この資金は昭和36年から始められましたが、農業の所得が増大するように、農業生産のための設備や機械、機具、家畜などを取り入れる場合に必要な資金を、できるだけ安い金利で貸すしくみです。

1、借ることのできる人

農業をやっている人および農業協同組合などで、畜産業を営む人はもちろん含まれ、畜産実行組合などで共同経営をする場合の施設や、酪農、養鶏農協が共同施設を作る場合も借ることができます。

2、金額はいくらまで借りられるか。

個人で農業を営む者（例えば個々の酪農家）は一般には200万円まで借ることができます。ただし経営規模が中庸に達しない人や、農業所得が年間40万円に達しない人は100万円までです。また農民が5人以上で作った法人（合資会社、合名会社および有限会社）や部落実行組合などが協業を行なう場合は1,000万円まで、農協などで共同施設をする場合は5,000万円までとなっています。

3、事業費の何割まで借してもらえるか

融資率は、一般には施設や器具などをそなえるために必要な金額の8割までとなっています。たとえば、畜舎を建てるのに100万円かかる場合はその8割の80万円まで借ることができるわけです。

4、畜産ではどんな種類の資金をどんな条件で借りられるか。

1 畜産施設

この中には個人および協業のための畜舎たい肥舎などと、農協などで造る共同利用施設などがあります。

（1）個人施設

個人で畜舎、たい肥舎、サイロを作る場合や協業で集乳所、電気牧さく、乾燥施設などを造る場合に必要なお金を借ることができます。

この場合はともに利子は年6分5厘で、据置期間3年以内を含めて12年間以内で返すことになっています。

（2）共同利用施設

農協などで畜産物処理加工施設、畜産物貯蔵施設、家畜人工授精施設、家畜市場施設または家畜診療施設などを建てる場合は、年7分5厘の利子で、返す期間は据置期間3年以内を含めて15年以内という条件で借ることができます。

2 畜産用機具

育成管理用機具、畜産物処理加工用機具、畜産用機具、草地管理機具などで、例えばミルクートかサイレージカッターを買う経費も借りられます。この場合、利子は農家や協業をする場合は年6分5厘で、据置期間2年以内を含めて7年以内で返すこととなります。農協が借りる場合は利子は7分5厘で据置期間2年以内を含めて10年以内で返すこととなります。

3 家畜の導入

個人又は協業をする場合乳牛10万円、役肉牛（繁殖用）5万円までが借りられます。1農家の導入の限度は現在の飼っている頭数を含め乳牛は8頭、役肉牛は15頭になるまでとなっています。利子はこの

岡山畜産便り 1962.07

場合は年6分5厘で据置期間2年以内を含めて5年以内で返すことになります。

4 草地改良

未熟地を開墾して草地を造ったり、草地の土壌を改良したりするお金は、普通の場合は農林公庫資金から借りるしくみになっていますが、その事業費が12万5千円をこえない場合はこの近代化資金を借りることができます。

この場合事業費には、障害物除去、起土、整地、土壌改良、用排水路、牧道、牧草播種等の費用が借りられます。利子は年5分で、返す期間は据置期間2年以内を含めて10年以内です。

5、借り方

この資金は農協で貸してくれるしくみになっています。金を借りようとする場合は、農協（融資機関）に行き、定まった借入申込書に必要なことを書き入れて出せばよいのです。非常に簡単になっています。農協は内容が適当かどうかを調べて、よければ県から利子の補給を受けて前に書いた利子で貸します。

〔農業改良資金〕

これは農家が新しい技術を取り入れて、農業経営の改善をしようとする場合に必要な資金を貸してくれるしくみになっております。

1、借りることのできる人

計画的に養鶏を増殖しようとしている地域内において、鶏を飼育し、駄鶏を淘汰しようとする農家、または養鶏組合などは借りる資格があります。

2、どのくらい借りられるか。

標準事業費はケージおよび付属機具で、1羽当たり200円で、これの7割の140円が借りられます。

3、借りる条件は

1、利子はすべて無利子です。

技術導入資金が無利子なのは、農家に新しい技術の奨励を目的としているためです。

2、据置期間はなく、返す期間は3ヵ年です。

4、畜産で借りられるもの

集団で養鶏を行なっているところで、集卵、出荷、指導などの体制がととのったところが優先的に借りられます。借りる農家は現在鶏を100羽以上飼い、これから鶏の羽数を増す計画を持ち、駄鶏を淘汰し

ようとする農家のグループの1人で、ケージおよびその附属器具を買う資金が借りられます。

5、借り方

この資金は県が貸すしくみになっています。借りようとするときは、知事あての貸付申請所に事業計画書をそえて正副2通を農協に出します。正の方は市町村長を通じて知事に出され、副の方は農業改良普及所に回ります。普及所では借りる人の取り入れようとする新しい技術が、その人にとって本当に農業経営の改善になる見込みがあるかどうかをしらべて、その意見をそえて知事に出します。知事は貸出しを決定する場合は、この意見を最も重視することになっています。それで、借りる場合は、普及所などに前もって充分相談して下さい。

〔農林漁業金融公庫資金〕

この資金で借りられるものは、畜産関係の牧野の改良では、障害物除去、起土、整地、土壌改良、かんがい排水施設の新設又は補修、牧野植林の造成、飼肥料木の植栽、優良多年草の導入、牧さく、牧索道、水飲場、牧舎の新設又は補修、又はそれらの災害復旧に要する費用などです。

借りるのは個人でも農協でもよく、借入金額は10万円以上で、貸し付けを受ける者の負担する額の80%以内が借りられます。

その場合国、県からの補助を受けている場合は、年利子は6分5厘、受けていない場合は、3分5厘、災害復旧の場合は5分で、災害及び補助を受けている場合5年、補助を受けていない場合は3年の据置を含めて15年以内で返すことになっています。

以上が畜産関係資金の借り方のあらましですが、詳しいことは関係の農林事務所または、県庁畜産課までお問い合わせ下さい。

(県畜産課 石田正之)